

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月17日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雜穀	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
雜穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	氣仙川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
雜穀	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
水産物	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	イワナ(養殖を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三追川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二追川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	二ペ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカマグロ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	イノシシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月17日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	埼玉町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原本シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原本シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月17日現在

福島県		出荷制限
		H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～~4.8解除: 喜多方市、猪穂町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴来村、瑞穂町、矢祭町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～~4.21解除: 須賀市、新地町 H23.3.21～~5.1解除: 南相馬市（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～~6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、三春町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～~10.7解除: 会津若松市、桑折町、大栄町、猪谷坂町、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳倉村、玉川村、広野町、柳葉町（東京電力電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
原乳		H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪穂町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村 H23.3.21～~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、碧海町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村 H23.3.21～~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～~14解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、猪穂町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村 H23.3.23～~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、碧海町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪根岐村 H23.3.23～~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～~6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～~14解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～~4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村 H23.3.23～~5.4解除: いわき市 H23.3.23～~5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.18解除: 会津若松市、碧海町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪根岐村 H23.3.23～~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～~10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.18解除: 会津若松市、碧海町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪根岐村 H23.3.23～~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～~5.4解除: 伊達市 H23.3.23～~5.11解除: いわき市 H23.3.23～~5.25解除: 郡山市、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.18解除: 会津若松市、碧海町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪根岐村、只見町 H23.3.23～~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗ヶ岳、原町区片倉字行津及び大玉村 H23.3.23～~10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～~5.4解除: 伊達市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～~5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.3.23～~5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.10.18～: 二本松市 H23.7.19～: 伊達市 H23.7.22～: 新地町 H23.7.19～~9.7解除: 二宮市 H23.11.14～: 川内村 H23.10.31～: 相馬市 H23.8.6～: 棚倉町、古殿町（※直後直前に属する野生キノコに属する） H23.9.15～~福島市、二本松市、伊達市、木曾岬町、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村 H24.8.15～~昭和村 H24.10.11～~猪根岐村 H24.10.18～: 北塙原村 H23.5.9～~5.30解除: 平田村 H23.5.9～~6.8解除: いわき市 H24.4.9～~ H23.5.9～~6.21解除: 天栄村 H23.5.13～~6.21解除: 国見町 H24.4.10～: 福島市、新地町 H24.4.23～~広野町 H24.5.2～~二本松市、大玉村 H24.5.7～~猪苗代町 H24.6.25～~郡山市 わさび(畑において栽培されたものに限る。) H24.4.16～~伊達市、川俣町 H23.5.9～~福島市、桑折町 H24.5.1～~相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～~川俣町 H24.5.10～~二本松市、大玉村 H24.5.11～~喜多方市、郡山市、木曾岬町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴来村、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村 H24.5.14～~川内村 たけのこ H24.4.9～~天栄村 H24.5.13～~6.21解除: 国見町 H24.4.10～: 福島市、新地町 H24.4.23～~広野町 H24.5.2～~二本松市、大玉村 H24.5.7～~猪苗代町 H24.6.25～~郡山市 わさび(畑において栽培されたものに限る。) H24.4.16～~伊達市、川俣町 H23.5.9～~福島市、桑折町 H24.5.1～~相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～~川俣町 H24.5.10～~二本松市、大玉村 H24.5.14～~郡山市、白河市、瑞穂町、新地町 H24.5.10～~大玉村、西郷村 H24.5.14～~川内村 ふきのとう(野生のものに限る。) H24.4.9～~福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16～~伊達市、桑折町、国見町 H24.4.2～~福島市、二本松市 H24.4.5～~郡山市、喜多方市、会津美里町、福島市、猪苗代町 H24.5.10～~伊達市、喜多方市、郡山市、木曾岬町、瑞穂町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴来村 H24.5.14～~猪苗代町、喜多方市、郡山市 H24.5.17～~猪苗代町 H24.4.9～~いわき市、二本松市 H24.5.10～~相馬市 H24.5.24～~伊達市 H24.5.10～: いわき市、伊達市 H24.5.17～~喜多方市、福島市、川俣町 H24.5.17～~喜多方市、福島市、桑折町 H24.6.2～~福島市、伊達市 H24.6.6～~南相馬市 H24.6.6～~南相馬市 わらび H24.5.17～~喜多方市、福島市、川俣町 H24.6.2～~福島市、伊達市 H24.6.6～~南相馬市 ウメ H24.6.6～~南相馬市 H24.6.6～~南相馬市 ユズ H23.8.29～~福島市、南相馬市 H23.10.14～~伊達市、桑折町 H24.1.10～~いわき市 クリ H23.9.20～~伊達市、南相馬市 H24.10.12～~いわき市 H23.12.9～~相馬市、南相馬市 キウイフルーツ H23.12.9～~相馬市、南相馬市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年1月17日現在

福島県		出荷制限
小豆	H25.1.4～：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
大豆	H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25～：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～：福島市(旧稻田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧赤川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	
米（平成23年産）	H23.11.17～：福島市(旧城内村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧小浜村及び旧月前町の区域に限る。) H23.12.5～：福島市(旧蓮沼村の区域に限る。) H23.12.8～：二本松市(旧赤川村の区域に限る。) H23.12.9～：伊達市(旧佐竹村及び旧高野村の区域に限る。) H23.12.19～：伊達市(旧阿田町の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧堀本村の区域に限る。)	
穀類	H24.4.5～：福島県広野町、猪苗町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、常葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山寺小字安及び牛下裏沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字鶴岳、原町区片馬字行津及び原町区大原字と林並びに市内国有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2099林班から2099林班まで及び2100林班の区域を除く。)、福島市(市域内、小倉寺及び南向台各除く。)、旧平田村、旧庭澤村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧藤谷川村の区域に限る。)、伊達市(月館町(月館町月館ノ里及び月館町月館ノ前ノ下、松橋川原、川向及びびび川原)、及び月館町神代村(北ノ東、東、西及び南端)の区域に限る。)、旧掛田町(雲山町山野川に限る。)、旧保原町(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、河原田、東源町、稲葉原及び太平)に限る。)及び保原町往田(掛田、平、官ノ内、前田、稻荷寺、砂子下及び猿岸ノ台に限る。)、旧福本村(斐川町大間ノ寺脇、清水、清水沢、久保、櫛木、星ヶ丘、山口、木本沢、笠石及び上台を除く。)、桑折町新田及び桑川町鶴谷に限る。)、旧石芦村、山上保原村、旧豊原村、旧手小町及び旧野野村(栗川町八幡に限る。)、二本松市(旧川松村(波川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧川原町、旧堆沢村、旧木柳村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木本田村(岩代町)及び旧木本村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧宮原村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.7.26一部解除：川町及び旧藤谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧福島市(成利、小倉寺及び南向台各除く。)、旧平田村、旧庭澤村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町内に限る。)、旧掛田町(雲山町山野川に限る。)、旧保原町(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、河原田、東源町、稲葉原及び太平)に限る。)及び保原町往田(掛田、平、官ノ内、前田、稻荷寺、砂子下及び猿岸ノ台に限る。)、旧福本村(斐川町大間ノ寺脇、清水、清水沢、久保、櫛木、星ヶ丘、山口、木本沢、笠石及び上台を除く。)、桑折町新田及び桑川町鶴谷に限る。)、旧石芦村、山上保原村、旧豊原村、旧手小町及び旧野野村(栗川町八幡に限る。)、二本松市(旧川松村(波川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧川原町、旧堆沢村、旧木柳村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木本田村(岩代町)及び旧木本村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧宮原村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧合合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）	
米（平成24年産）	H24.10.25～：須賀川市(旧西森村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.5～：大玉村(旧玉井村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.8～：郡山市(旧富久山町の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.11～：郡山市(旧立子山村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.17～：福島市(旧水原村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.22～：三郷町(旧沢石村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.26～：福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H24.11.28～：いわき市(旧山田村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全城 H23.5.6～：秋元湖、猪苗瀬湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(勝川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) ヤマメ(養殖を除く。) H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。) H24.3.29～：太田川(支流を含む。) H24.4.5～：難川(支流に限る。) H24.4.24～：猪苗瀬湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。) H23.6.17～：真野川(支流を含む。) ウグイ H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～：秋元湖、猪苗瀬湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(勝川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし信夫ダムの上流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～：福島県内の只見川のうち只見ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。) ウナギ H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。) アユ(養殖を除く。) H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) H24.4.12～：飯川(支流に限る。) H24.4.22～：秋元湖、小野川湖及び猪苗瀬湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(勝川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除：館岩川(支流を含む。) コイ(養殖を除く。) H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び猪苗瀬湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(勝川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) フナ(養殖を除く。) H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び猪苗瀬湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、只見川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(勝川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) 水産物 アカメ アガリレイ アガタラメ イナゴ(稚魚を除く。) イカガレイ ウスバブル ウタナゴ エイソノアイメ キクメバブル クロウシノン クロソイ クロダイ ケンシカジカ コヨシカスベ カラクマス サゴウ シロメバル ストウダラ ヌメ ニベ ヌカガレイ バハガレイ ヒガシフグ ヒラメ ホウボウ ホタテガイ マナゴ マブレ ミカガレイ ミタガレイ ピスガイ キヌクラサキウニ ナガバカ マツカワ ホンザメ ホンザメ ショウサイフグ 牛の肉 H23.7.19～：全城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。） H23.8.21～：一部解除： H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、猪籠村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村 H23.12.2～：郡山市、磐梯川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、猪瀬町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鈴川村 H23.12.22～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、猪瀬町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鈴川村 H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐梯坂村 H24.11.13～：全城 内	

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成25年1月17日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象